

答 申 第 6 3 号
平成 27 年 9 月 8 日

仙台市長 奥山 恵美子 様
(建設局下水道経営部下水道計画課)

仙台市情報公開審査会
会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 27 年 5 月 25 日付け H27 建経下第 454 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第 78 号 昭和 54 年度 特定施設の構造等変更届出書
の公文書開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 78 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき別記 1 の各公文書の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 26 年 3 月 13 日付けで開示決定を行った。

本件異議申立ては、実施機関が開示した公文書以外にも開示すべき公文書が存在するはずであるとして、本件開示決定を取り消し、新たな開示決定を行うよう求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

本件開示請求において開示された公文書は別記 2 のとおりであるが、一部が欠落しており、開示されなかった。当該公文書には別記 3 の資料が添付されているはずなので、申立人はその開示を求めるものである。当該公文書の添付資料は当該公文書中「水質汚濁防止法に基づく特定施設の構造等変更届出書に関する提出書類一覧表」のとおりであるが、そのうち別記 3 を含む一部の資料が欠落していた。

申立人は変更届出書を受理した側である環境局の保有する当該公文書についても開示請求しており、当該公文書もまた別記 3 の資料が欠落しており開示されなかった。

申立人は仙台市の職員として下水道業務を担当していた昭和 54 年当時、別記 2 の公文書を作成し環境局に提出した。このため、申立人は文書の内容や環境局側担当者とのやり取りは 30 数年経った今も鮮やかに記憶している。申立人としては欠落した資料に仙台市にとって不都合な情報が記載されているため開示を拒んだのではないかという疑念を持っており、当該資料の開示を求めるものである。

また、申立人は、添付資料の一部が欠落していた理由及び経緯の説明、欠落した資料に記載されていた内容の説明、仙台市の文書管理体制に問題がないか等の判断を当審査会に対し求めるものである。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明により主張した内容は、概ね次のとおりである。

本件開示請求に対し実施機関は別記 2 を対象公文書として特定した。当該公文書には条例上、非開示とすべき情報がなかったため、申立人に対し開示決定を行った。

開示決定後、申立人から、公文書の一部が欠落しており、欠落した公文書についても開示を行うよう依頼があったため、実施機関において公文書を改めて確認したところ、この時点で初めて申立人の主張するとおり、添付資料の一部が欠落していることを確認した。実施機関は欠落した資料について、執務室及び書庫内の検索を行ったが、欠落した公文書は発見できなかった。なお、添付資

料が欠落していた理由については当該公文書が作成後 30 年以上経過していることもあり、確認できなかった。

実施機関は、現存する全ての対象公文書を開示しており、欠落した文書についても存在が確認されれば、条例上の非開示箇所が含まれる場合を除いて開示する考えである。しかしながら欠落した文書の存在が確認できない以上、実施機関としては欠落した文書まで開示することはできない。

以上のとおり当該開示決定処分は条例上妥当であるとする。

5 審査会の判断

(1) 本件開示公文書以外の対象公文書の存否について

申立人の主張は、本件開示決定の対象公文書は、開示された公文書（以下「本件開示公文書」という。）以外にも存在するはずであるというものである。他にも対象となるべき公文書があるとするれば、本件開示公文書のみを対象とした決定は妥当でないことになるので、実施機関が他に対象公文書を保有していないかどうかを確認するため、当審査会として実施機関に対し以下のとおり見分調査を実施した。

別記 2 の公文書は昭和 54 年当時、下水道部計画課にて作成されたものであり、その所管事務を現在承継しているのは下水道経営部下水道計画課（以下「下水道計画課」という。）である。平成 27 年 7 月 8 日、下水道計画課の執務室及び書庫に赴き見分を行ったが、本件開示公文書のほかに対象公文書に該当する公文書の存在は認められなかった。

以上の次第で、当審査会としては、本件開示公文書以外に対象公文書が存在しているとは認められなかった。

なお、別記 2 の公文書のうち一部の資料が欠落し不存在であったことについて、その理由については不明であるものの、別記 2 の公文書が作成された当時から 30 年以上経過していること等を鑑みると、実施機関の説明が不合理であるとまでは言えない。

(2) 申立人のその他の意見等について

申立人は、他にも意見書等において、様々な意見や要望を述べているが、それらの意見等について判断することは当審査会の所掌の範囲を超えるものであり、また当該判断により上記の当審査会の結論が左右されるものでもない。

(3) 結論

以上のとおりであるから冒頭のとおり判断する。

なお、実施機関における公文書の適切な管理について付言する。

公文書を適切に管理することは、情報公開制度を適正に運営する前提となるものである。実施機関においてはこのことを踏まえて今後より一層公文書の適切な管理に努めるよう当審査会は要望する。

別記1

昭和54年7月23日付で建設局下水道部計画課（当時）が担当して仙台市下水道管理者から仙台市長宛に提出された、水質汚濁防止法に基づく特定施設構造等変更届出に関する一切の資料。

建設局が保管しているもののほか、環境局が保管しているもの、建設局下水道部計画課（当時）の起案文書も含む。

別記2

昭和54年度 特定施設の構造等変更届出書

別記3

5. 仙台市公共下水道整備区域図（昭和53年12月現在）（雨水吐室及び吐口位置図・雨水吐排水区域図を兼ねる）

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 78 号)

年 月 日	内 容
平成 27 . 5 . 25	・ 諮問を受けた
27 . 6 . 24	・ 実施機関（建設局下水道経営部下水道計画課）から理由説明書を受理した
27 . 6 . 29 (平成 27 年度第 2 回情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
27 . 7 . 1	・ 申立人から意見書を受理した
27 . 7 . 8	・ 実施機関（建設局下水道経営部下水道計画課）において見分調査を行った
27 . 7 . 27 (平成 27 年度第 3 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
27 . 8 . 28 (平成 27 年度第 4 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った